

## 九戸村人材育成事業補助金制度

村では、本村の振興発展に寄与する人材を育成するため、教育、文化の向上に係る研修や医療及び健康の増進に係る研修等に要する経費に対し補助金を交付しています。

### 1 補助の対象となる研修等

次に掲げる研修等で、九戸村人材育成事業審議会で採択された事業とします。

- (1) 教育、文化の向上に係る研修
- (2) 医療及び健康の増進に係る研修
- (3) 農林、畜産の振興に係る研修
- (4) 社会福祉推進に係る研修
- (5) 土木、建築に係る研修
- (6) その他の研修

### 2 補助の対象となる方

村の指導者として貢献できると認められる者

### 3 補助金の額

補助の対象となる経費に次の割合を乗じて得た額以内の額

- (1) 村内の小中学校児童生徒及び岩手県立伊保内高等学校生徒 10分の7
- (2) その他の者 10分の5

平成25年度は、九戸村青少年海外派遣事業に参加した生徒8名に対し、補助金が交付されております。

補助を希望される方、あるいは詳細を知りたい方は、下記連絡先までお尋ねください。

連絡先：九戸村総務企画課 地域振興班 Tel 42-2111 (内線 171)

(対象事業)

1 教育・文化の向上に係る研修

- (1) 各種スポーツ公認指導員資格認定講習
  - (イ) 全日本スキー連盟公認指導員資格検定講習
  - (ロ) 国際スキー連盟公認指導員資格検定講習
  - (ハ) 全日本スキー連盟公認パトロール資格検定講習
  - (ニ) 野外活動指導者認定講習
  - (ホ) オリエンテーリング指導者認定講習
  - (ヘ) レクリエーション指導者認定講習
  - (ト) フォークダンス指導者認定講習
- (2) 種目別協会主催審判講習  
(野球、バスケットボール、バレーボール、陸上、綱引、卓球、剣道、柔道、相撲、弓道)
- (3) 美術・工芸・陶芸指導者の育成研修
- (4) 社会教育主事講習
- (5) 図書館司書資格講習
- (6) 学芸員資格認定講習
- (7) 洋上研修

2 医療及び健康の増進に係る研修

- (1) 村が実施する健康診断(保育施設、学校含む)、健康相談、予防接種及び寝たきり者の訪問診査等の実施に必要な医師の育成
- (2) 心身機能が低下している者であって、医療終了後も継続して機能訓練の必要な者等に対し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために行う訓練に必要な理学療法士及び作業療法士の育成
- (3) 保健推進員及び食生活改善推進委員の研修

3 産業の振興に係る研修

- (1) 農業後継者の研修
- (2) 商工業後継者の研修
- (3) 林業後継者の研修
- (4) 森林愛護少年団等リーダーの研修
- (5) イベント仕掛人の育成研修
- (6) 観光ガイドの育成・研修
- (7) 農機具等オペレーターの研修
- (8) 農村生活改善研修への派遣

4 社会福祉推進に係る研修

- (1) 社会福祉活動の指導者育成

- (2) 家庭奉仕員等介護者の研修
- (3) 社会福祉主事等講習
- (4) 介護福祉士講習
- (5) 日赤救急法等指導員養成講習

5 土木・建築に係る研修

- (1) 岩手テクノ大学通信講座の受講
- (2) 全国建設研修センターへの研修員派遣
- (3) 全日本建設技術協会に係る研修への派遣

6 その他の研修

- (1) 九戸村人材育成事業審議会が特に必要と認める研修等